

現 行	ページ	修 正 案	
第1章 総則		第1章 総則	
第4節 基本理念及び重点を置くべき事項		第4節 基本理念及び重点を置くべき事項	
<p>第1 防災の基本理念</p> <p>南海トラフ全域で、<u>(追加)</u> 30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は<u>(追加)</u> 70%～80%程度<u>(追加)</u>と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p>	3	<p>第1 防災の基本理念</p> <p>南海トラフ<u>(削除)</u>で、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は<u>(削除)</u>高いもので60%～90%程度以上とされ、<u>海溝型地震としては最も高いⅢランクに位置付けられており</u>、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p>	地震調査研究推進本部「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」一部改訂を踏まえた修正
第5節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱		第5節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県関係機関 (略) 〔愛知県一宮警察署〕 (1)～(12) (13) 緊急通行車両等<u>(追加)</u>確認及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関 (略) 〔中部地方整備局〕 (1) (略) (2) 初動対応 ア (略) イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧<u>(追加)</u>その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ (略) (3) (略) (略)</p> <p>4 指定公共機関 (略) 〔西日本電信電話株式会社〕 (略) 〔エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社〕 (略) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>※「西日本電信電話株式会社」 記載ページ P.8、P.41(2か所)、P.108、P.136、P.140、P.209(3か所)、P.210、212</p> <p>※「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」 記載ページ P.8、P.41(2か所)、P.209(2か所)、P.210</p>	7	<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県関係機関 (略) 〔愛知県一宮警察署〕 (1)～(12) (13) 緊急通行車両等<u>の</u>確認及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関 (略) 〔中部地方整備局〕 (1) (略) (2) 初動対応 ア イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ (3) (略) (略)</p> <p>4 指定公共機関 (略) 〔NTT西日本株式会社〕 (略) 〔NTTドコモビジネス株式会社〕 (略) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>※「NTT西日本株式会社」 記載ページ P.8、P.41(2か所)、P.108、P.136、P.140、P.209(3か所)、P.210、212</p> <p>※「NTTドコモビジネス株式会社」 記載ページ P.8、P.41(2か所)、P.209(2か所)、P.210</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>社名変更による修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第6節 本市の特質と災害要因		第6節 本市の特質と災害要因	
第2 愛知県における既往の地震とその被害 1 海溝型地震 (1) (略) (2) 1854年 安政 <u>(追記)</u> 地震 M8.4 (略) (3) (略) 2 (略)	15	第2 愛知県における既往の地震とその被害 1 海溝型地震 (1) (略) (2) 1854年 安政 <u>東海</u> 地震 M8.4 (略) (3) (略) 2 (略)	表記の整理
第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画	
第2節 都市の防災性の向上		第2節 都市の防災性の向上	
第1 基本方針 (略) 更に都市計画においては、防火地域・準防火地域の指定による面的な不燃化を進める <u>(追記)</u> 必要がある。	27	第1 基本方針 (略) 更に都市計画においては、防火地域・準防火地域の指定による面的な不燃化を進めるとともに、 <u>立地適正化計画の防災指針における災害リスクに対する取組を推進する</u> 必要がある。	まちづくり部からの修正
第3節 地盤災害の予防		第3節 地盤災害の予防	
第2 対策 1・2 (略) <u>(追加)</u> 3 (略)	30	第2 対策 1・2 (略) 3 <u>宅地造成等の規制誘導</u> <u>(1) 宅地造成等工事規制区域</u> <u>市は、宅地造成又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域として市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定した。</u> <u>市は、宅地造成等工事規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u> <u>(2) 既存盛土等調査</u> <u>市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。</u> 4 (略)	令和7年5月9日に市全域が区域指定されたことによる修正

現 行	ページ	修 正 案	
第4節 公共施設の安全確保		第4節 公共施設の安全確保	
<p>(略)</p> <p>第1 道路施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 応急復旧作業のための事前措置 (略)</p> <p>また、津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「<u>早期復旧支援ルート確保手順(中部版くしの歯作戦)</u>」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</p> <p>第9 通信施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 電気通信 <u>(追加)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	33	<p>(略)</p> <p>第1 道路施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 応急復旧作業のための事前措置 (略)</p> <p>また、津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「<u>愛知県道路啓開計画(南海トラフ巨大地震)</u>」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</p> <p>第9 通信施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 電気通信</p> <p><u>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
第5節 建築物等の耐震推進		第5節 建築物等の耐震推進	
<p>第2 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>一般建築物の耐震化促進及び減災の推進</u> (略)</p> <p>(1) <u>民間木造住宅の耐震診断・耐震改修等促進</u> (略)</p> <p>また、<u>耐震改修費・除却費補助</u>制度の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震化の促進を図る。</p> <p>(2) <u>民間住宅の減災化施策の促進</u> 県は、旧基準木造住宅を対象に市の実施する減災化<u>(追記)</u>促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準木造住宅の減災化の促進を図る。</p>	48	<p>第2 対策</p> <p>1 公共建築物の耐震性の向上</p> <p>2 <u>民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進</u> (略)</p> <p>(1) <u>住宅の耐震化の促進</u> (略)</p> <p>また、<u>耐震補強設計や耐震改修、除却の補助</u>制度の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震化の促進を図る。</p> <p>(2) <u>住宅の減災化の促進</u> 県は、旧基準木造住宅を対象に市の実施する減災化の促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準木造住宅の減災化の促進を図る。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>補助制度の拡充に伴う修正 表記の整理</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>(3) 一般建築物の地震対策普及啓発の推進 (略)</p> <p>また、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、市が耐震化及び耐震改修等の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する耐震診断の促進を図る。</p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物(追記)に対しては、耐震改修費・除却費補助事業を活用することにより、耐震化の促進を図る。 (略)</p>	49	<p>(3) 建築物の耐震化の促進 (略)</p> <p>また、特定既存耐震不適格建築物や防災上重要な建築物及び、市が耐震化及び耐震改修等の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費補助事業を実施するものとする。</p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物や特定既存耐震不適格建築物に対しては、耐震改修、除却の補助事業を活用することにより、耐震化の促進を図る。 (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>補助制度の拡充に伴う修正</p>
第8節 火災予防対策		第8節 火災予防対策	
<p>第2 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防力の整備強化 (略)</p> <p>(1) 消防体制の整備強化 大規模な地震に対応できる組織づくり、教育訓練を実施し、消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。</p>	56	<p>第2 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防力の整備強化 (略)</p> <p>(1) 消防体制の整備強化 大規模な地震に対応できる組織づくり、教育訓練を実施し、消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
第9節 要配慮者の安全対策		第9節 要配慮者の安全対策	
<p>第1 基本方針 (略)</p> <p>1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。 ※「民生委員、児童委員」 記載ページ P. 57、P. 59、P. 163、P. 169、P. 215 2 (略)</p>		<p>第1 基本方針 (略)</p> <p>1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生(削除)児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。 ※「民生(削除)児童委員」 記載ページ P. 57、P. 59、P. 163、P. 169、P. 215 2 (略)</p>	<p>表記の整理 (民生児童委員に修正) 福祉部からの修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第2 対策 1～4 (略) 5 災害ケースマネジメント 市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	61	<p>第2 対策 1～4 (略) 5 災害ケースマネジメント 市及び県は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第10節 帰宅困難者支援体制の整備		第10節 帰宅困難者支援体制の整備	
<p>第3 対策 1・2 (略) <u>(追加)</u> <u>3・4</u> (略)</p>	62	<p>第3 対策 1・2 (略) <u>3 徒歩帰宅者支援の環境整備</u> 県は、大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、民間事業者等との協定に基づく「<u>徒歩帰宅支援ステーション</u>」を設置する。 <u>4・5</u> (略)</p>	定義を明確化するための修正
第11節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	64	第11節 <u>消防団</u> 、自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	防災基本計画の修正を踏まえた修正
<p>第1 基本方針 <u>(追加)</u> <u>1～3</u> (略)</p>	64	<p>第1 基本方針 <u>1 消防団の充実強化</u> 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。 <u>2～4</u> (略)</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第12節 企業防災の促進		第12節 企業防災の促進	
<p>第1 基本方針 1・2 (略) <u>(追加)</u></p>	67	<p>第1 基本方針 1・2 (略) <u>3 名古屋地方気象台における措置</u> 名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

現 行	ページ	修 正 案							
<p>第13節 避難対策</p>		<p>第13節 避難対策</p>							
<p>第3 対策 (略) 1～5 (略) 2 避難所の整備 (1)～(4) (略) (5) 指定避難所 (略) なお、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>(追記)</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(6) 避難所における必要面積の確保 市は、<u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保にも努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="91 715 846 810"> <tr> <td>発災直後の一時避難段階 座った状態程度の占有面積</td> <td>1㎡/人</td> </tr> <tr> <td>緊急対応初期の段階 就寝可能な占有面積</td> <td>2㎡/人</td> </tr> <tr> <td>避難所生活が長期化 荷物置場を含めた占有面積</td> <td>3㎡/人</td> </tr> </table> <p><u>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、收容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p>(7) (略) (8) 避難所が備えるべき設備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u> テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーテーション<u>(追記)</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努め、移動型バリアフリートイレの活用について検討する。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、避難所に備えつけ利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、Wi-Fi等</p> <p>イ・ウ (略)</p>	発災直後の一時避難段階 座った状態程度の占有面積	1㎡/人	緊急対応初期の段階 就寝可能な占有面積	2㎡/人	避難所生活が長期化 荷物置場を含めた占有面積	3㎡/人	<p>71</p> <p>71</p> <p>72</p>	<p>第3 対策 (略) 1 (略) 2 避難所の整備 (1)～(4) (略) (5) 指定避難所 (略) なお、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(6) 避難所における必要面積の確保 市は、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u> <u>(表削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7) (略) (8) 避難所が備えるべき設備 避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーテーション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努め、移動型バリアフリートイレの活用について検討する。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、避難所に備えつけ利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器、</u>ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、Wi-Fi等</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
発災直後の一時避難段階 座った状態程度の占有面積	1㎡/人								
緊急対応初期の段階 就寝可能な占有面積	2㎡/人								
避難所生活が長期化 荷物置場を含めた占有面積	3㎡/人								

現 行	ページ	修 正 案	
<p>(9) (略)</p> <p>(10) 避難所の運営体制の整備 ア～エ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>オ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災対応部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>カ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄と調達 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。(略)</p>	<p>72</p> <p>75</p>	<p>(9) (略)</p> <p>(10) 避難所の運営体制の整備 ア～エ (略)</p> <p>オ <u>市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>カ 感染症対策について、<u>(削除)</u>平常時から防災対応部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ (略)</p> <p><u>(1.1) 避難者等の情報把握</u> 市は、<u>保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(1.2) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> ア <u>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ <u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄と調達 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム (B-PLo)を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。(略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第14節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備		第14節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
<p>第2 対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 救助・救急に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>(追加)</u> また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>6・7 (略)</p>	77	<p>第2 対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 救助・救急に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>6・7 (略)</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第15節 防災訓練及び防災意識の向上		第15節 防災訓練及び防災意識の向上	
<p>第1 基本方針 (略) その際には、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ものとする(追加)</u>。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p> <p>第2 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災のための意識啓発 (1)～(6) (略) (7) 過去の災害教訓の伝承 (略) さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>(追記)</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>3 防災のための教育 (1) (略) (2) 市民に対する地震<u>教育</u> (略) ア 町内会等に対する<u>教育</u> (略) イ 事業所(自衛組織)に対する<u>教育</u> (略) (3)・(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	78 81 82	<p>第1 基本方針 (略) その際には、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>(削除) ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p> <p>第2 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災のための意識啓発 (1)～(6) (略) (7) 過去の災害教訓の伝承 (略) さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>を持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>3 防災のための教育 (1) (略) (2) 市民に対する地震<u>に関する知識の普及</u> (略) ア 町内会等に対する<u>啓発</u> (略) イ 事業所(自衛組織)に対する<u>啓発</u> (略) (3)・(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応		第3章 南海トラフ地震 <u>(削除)</u> に対する防災対応	
<u>別紙のとおり</u>	87~89	<u>別紙のとおり</u>	表記の整理 内閣府「南海トラフ地震防災対策推進計画作成例」を踏まえ
別紙 「東海地震に関する事前対策計画」		別紙 「東海地震に関する事前対策計画」	
第1節 総則		第1節 総則	
<u>(追加)</u>	90	第1 <u>「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴う対応について</u> 平成29年11月より「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、令和元年5月の内容の見直しにより、「南海トラフ地震臨時情報」の発表が開始されている。これに伴い、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応を含む、南海トラフ地震への対応は、第3章で定めている。 「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始と併せ、「東海地震に関連する情報」の発表は行われていないが、東海地震に関する既存の計画等（「東海地震応急対策活動要領」等を含む。）は廃止されていないことから、本章については、国の対応方針が定まった際に、見直すこととする。	「南海トラフ地震に関連する情報」と「東海地震に関連する情報」の関係についての整理に伴う修正
<u>(追記)</u> <u>「東海地震に関する事前対策の意義」</u> (略)		第2 <u>(削除)</u> 東海地震に関する事前対策の意義 <u>(削除)</u> (略)	
第5節 発災に備えた直前準備		第5節 発災に備えた直前準備	
(略)		(略)	
第9 交通対策 1 道路 (1)～(4) (略) (5) 緊急輸送車両の確認 <u>手続</u> 大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき、県公安委員会において、緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われた場合には、市は、所有の車両について <u>緊急輸送車両等の確認申出に必要な手続きを行う。</u> (6)・(7) (略) 2 (略)	112	第9 交通対策 1 道路 (1)～(4) (略) (5) 緊急輸送車両の確認 <u>申出</u> 大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき、県公安委員会において、緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われた場合には、市は、所有の車両について <u>「緊急輸送車両確認申出書」を県又は県公安委員会（県警察）の事務担当部局等に提出する。</u> (6)・(7) (略) 2 (略)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第10 緊急輸送 1～3 (略) 4 緊急輸送車両等の確保 (略) なお、確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等をあらかじめ定めておくとともに、警戒宣言発令時において警察署、交通検問所等で実施される緊急通行車両の確認手続を迅速・円滑に受けられるよう、県公安委員会の定めるところにより、<u>(追記)</u>緊急輸送車両の確認申出を実施しておくものとする。</p>	114	<p>第10 緊急輸送 1～3 (略) 4 緊急輸送車両等の確保 (略) なお、確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等をあらかじめ定めておくとともに、警戒宣言発令時において警察署、交通検問所等で実施される緊急通行車両の確認手続を迅速・円滑に受けられるよう、県公安委員会が別に定めるところにより、<u>県公安委員会(県警察)</u>へ緊急輸送車両の確認申出を実施しておくものとする。</p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
第4章 災害予防計画		第4章 災害予防計画	
第1節 活動態勢(組織動員配備計画)		第1節 活動態勢(組織動員配備計画)	
<p>第2 指令基準及び配備体制 1 災害対策本部の非常配備 (略) (1) (略) (2) 地震発生による配備の指令基準及び配備体制 ※表下 ○緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班の自動参集については、地震特別非常配備(震度6弱以上)の場合のみとし、その場合、他の災害対策本部業務よりも優先して行う。なお、震度5弱以下の場合も被害状況等に応じて参集指令を行う。</p>	125	<p>第2 指令基準及び配備体制 1 災害対策本部の非常配備 (略) (1) (略) (2) 地震発生による配備の指令基準及び配備体制 ※表下 ○緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班の自動参集については、地震特別非常配備(震度6弱以上)の場合のみとし、その場合、他の災害対策本部業務よりも優先して行う。なお、震度5強以下の場合も被害状況等に応じて参集指令を行う。</p>	表記の修正
<p>第5 関係機関等への協力要請 (略) 1 (略) 2 広域応援・受援体制 (1)～(7) (略) (8) 防災活動拠点の確保等 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、<u>災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u></p>	130	<p>第5 関係機関等への協力要請 (略) 1 (略) 2 広域応援・受援体制 (1)～(7) (略) (8) 防災活動拠点の確保等 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p>	表記の整理

現 行	ページ	修 正 案	
<p>3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 受援体制の整備 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。<u>特に</u>、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>(追加)</u></p> <p><u>また</u>、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(3) (略) 4～6 (略)</p>	<p>130</p> <p>131</p>	<p>3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略) また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 <u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p> <p>(2) 受援体制の整備 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下の</u>ような受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> <u>(削除)</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 訓練等の実施</u> <u>(削除)</u> 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(3) (略) 4～6 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

現 行	ページ	修 正 案																																																													
<p>第2節 通信運用</p> <p>第2 対策</p> <p>1 通信連絡システムの整備 (略)</p> <p><u>また</u>、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努め、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を進める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>133</p>	<p>第2節 通信運用</p> <p>第2 対策</p> <p>1 通信連絡システムの整備 (略)</p> <p><u>(削除)</u> 市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努め、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を進める。</p> <p><u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>																																																												
<p>第4節 被害状況等収集、伝達</p> <p>第2 対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害状況の報告 (略)</p> <p><災害対策本部尾張方面本部への連絡先></p> <table border="1" data-bbox="76 799 911 1002"> <thead> <tr> <th colspan="2">県の非常配備体制</th> <th>第1非常配備 (準備体制)</th> <th>第2非常配備 (準備強化体制)</th> <th>第2非常配備 (警戒体制)</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)</td> <td colspan="2">災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間内</td> <td rowspan="4">防災行政無線</td> <td>防災</td> <td>602-1101, 2432, 2436, 2437</td> <td>総括班</td> <td>602-2901</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>602-2434, 2438</td> <td>総務班</td> <td>602-<u>1101</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安</td> <td rowspan="2">602-2433, 2435</td> <td>情報班</td> <td>602-<u>1102, 1105, 1106</u></td> </tr> <tr> <td>緊急物資チーム</td> <td>602-2271, 2313</td> </tr> <tr> <td>支援班</td> <td>602-<u>1107, 2211, 2296</u></td> </tr> </tbody> </table>	県の非常配備体制		第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備			尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)		勤務時間内	防災行政無線	防災	602-1101, 2432, 2436, 2437	総括班	602-2901	消防	602-2434, 2438	総務班	602- <u>1101</u>	保安	602-2433, 2435	情報班	602- <u>1102, 1105, 1106</u>	緊急物資チーム	602-2271, 2313	支援班	602- <u>1107, 2211, 2296</u>	<p>144</p>	<p>第4節 被害状況等収集、伝達</p> <p>第2 対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害状況の報告 (略)</p> <p><災害対策本部尾張方面本部への連絡先></p> <table border="1" data-bbox="1041 799 1877 1002"> <thead> <tr> <th colspan="2">県の非常配備体制</th> <th>第1非常配備 (準備体制)</th> <th>第2非常配備 (準備強化体制)</th> <th>第2非常配備 (警戒体制)</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)</td> <td colspan="2">災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間内</td> <td rowspan="4">防災行政無線</td> <td>防災</td> <td>602-1101, 2432, 2436, 2437</td> <td>総括班</td> <td>602-2901</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>602-2434, 2438</td> <td>総務班</td> <td>602-<u>2428</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安</td> <td rowspan="2">602-2433, 2435</td> <td>情報班</td> <td>602-<u>2211, 2522, 2602</u></td> </tr> <tr> <td>緊急物資チーム</td> <td>602-2271, 2313</td> </tr> <tr> <td>支援班</td> <td>602-<u>2296</u></td> </tr> </tbody> </table>	県の非常配備体制		第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備			尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)		勤務時間内	防災行政無線	防災	602-1101, 2432, 2436, 2437	総括班	602-2901	消防	602-2434, 2438	総務班	602- <u>2428</u>	保安	602-2433, 2435	情報班	602- <u>2211, 2522, 2602</u>	緊急物資チーム	602-2271, 2313	支援班	602- <u>2296</u>	<p>連絡先の変更に伴う修正</p>
県の非常配備体制		第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備																																																										
		尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)																																																											
勤務時間内	防災行政無線	防災	602-1101, 2432, 2436, 2437	総括班	602-2901																																																										
		消防	602-2434, 2438	総務班	602- <u>1101</u>																																																										
		保安	602-2433, 2435	情報班	602- <u>1102, 1105, 1106</u>																																																										
				緊急物資チーム	602-2271, 2313																																																										
支援班	602- <u>1107, 2211, 2296</u>																																																														
県の非常配備体制		第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備																																																										
		尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)																																																											
勤務時間内	防災行政無線	防災	602-1101, 2432, 2436, 2437	総括班	602-2901																																																										
		消防	602-2434, 2438	総務班	602- <u>2428</u>																																																										
		保安	602-2433, 2435	情報班	602- <u>2211, 2522, 2602</u>																																																										
				緊急物資チーム	602-2271, 2313																																																										
支援班	602- <u>2296</u>																																																														
<p>第9節 消防活動</p> <p>第2 対策</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1～6 (略)</p>	<p>154</p>	<p>第9節 消防活動</p> <p>第2 対策</p> <p><u>大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</u></p> <p>1～6 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>																																																												

現 行	ページ	修 正 案	
第 1 1 節 避難、救出		第 1 1 節 避難、救出	
第 2 救出 2 対策 (1)・(3) (略) (4) 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車 <u>(追記)</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。(略) (5) (略)	165	第 2 救出 2 対策 (1)・(3) (略) (4) 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、 <u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。(略) (5) (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第 1 2 節 医療救護		第 1 2 節 医療救護	
第 2 基本方針 地震による大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応は到底不可能であるため、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、 <u>(追記)</u> 医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努める。 第 3 対策 1～3 (略) 4 医薬品その他衛生材料等の確保 <u>医療救護活動に必要な医薬品等は、公立病院のランニングストック及び最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、調達できない場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達を要請する。</u> <u>保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</u> <u>圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。</u> (略)	166 167	第 2 基本方針 地震による大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応は到底不可能であるため、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、 <u>災害看護コーディネーター、</u> 医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努める。 第 3 対策 1～3 (略) 4 医薬品その他衛生材料等の確保 <u>医療救護活動に必要な医薬品等は、管内の医薬品等販売業者から調達することを原則とする。調達できない場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議と調整の上、県保健医療調整本部に調達を要請する。</u> <u>(削除)</u> (略)	医療法の改正に伴う修正 市民部からの修正

現 行	ページ	修 正 案	
第13節 救援		第13節 救援	
<p>(略)</p> <p>第1 避難所の開設・運営</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 避難所の運営</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追加)</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、迅速適切な措置をとること。<u>(追加)</u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>(8) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気・水道・ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった<u>在宅避難者に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>169</p> <p>169</p> <p>169</p>	<p>(略)</p> <p>第1 避難所の開設・運営</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 避難所の運営</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、迅速適切な措置をとること。</p> <p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>(8) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気・水道・ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった<u>被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p><u>(9) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(10) 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録する<u>とともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</u>また、(追記) 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(12)～(13) (略)</p> <p>第2 給水</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 応急給水</p> <p>現有する浄水場・配水場の水を利用し、応急給水を行う。</p> <p>ア 給水対象は、災害により給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者とする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 応急給水体制の確立</p> <p>ア 給水体制</p> <p>(ア) 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。給水場所は、避難所、定置式給水タンク、飲料水兼用型耐震性貯水槽等での給水を原則とする。</p> <p>この場合給水体制の班は、あらかじめ市内を地域別に分担し、迅速かつ効率よく重要医療施設(追記)を含め、給水できるよう編成する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>170</p> <p>170</p> <p>170</p> <p>171</p>	<p>(11)・(12) (略)</p> <p>(13) 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録する(削除)。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(14) 避難の長期化に伴う対応</p> <p>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>ア プライバシーの確保状況</p> <p>イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度</p> <p>ウ 洗濯等の頻度</p> <p>エ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p>オ 暑さ・寒さ対策の必要性</p> <p>カ 食料の確保、配食等の状況</p> <p>キ し尿及びごみの処理状況</p> <p>ク 避難者の健康状態</p> <p>ケ 指定避難所の衛生状態</p> <p>(15)～(16) (略)</p> <p>第2 給水</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 応急給水</p> <p>現有する浄水場・配水場の水を利用し、応急給水を行う。</p> <p>ア 給水対象は、災害により(削除)飲料水が得られない被災者とする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 応急給水体制の確立</p> <p>ア 給水体制</p> <p>(ア) 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。給水場所は、避難所、定置式給水タンク、飲料水兼用型耐震性貯水槽等での給水を原則とする。</p> <p>この場合給水体制の班は、あらかじめ市内を地域別に分担し、迅速かつ効率よく重要医療施設(災害拠点病院、救急病院・診療所等)を含め、給水できるよう編成する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>防災基本計画及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>上下水道部からの修正</p> <p>上下水道部からの修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第4 生活必需品等の供給</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>(追記)</u>夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2～5 (略)</p>	175	<p>第4 生活必需品等の供給</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2～5 (略)</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第15節 防疫・保健衛生		第15節 防疫・保健衛生	
<p>第4 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>1類及び2類</u>感染症の患者に対する措置</p> <p>被災地において<u>1類及び2類</u>感染症の患者が発生した場合は、規則第10条から第13条までに定めるところによる。</p> <p>6 避難所の防疫指導等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>7～11 (略)</p>	179 180	<p>第4 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>二類及び三類</u>感染症の患者に対する措置</p> <p>被災地において<u>二類及び三類</u>感染症の患者が発生した場合は、規則第10条から第13条までに定めるところによる。</p> <p>6 避難所の防疫指導等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>7～11 (略)</p>	市民部からの修正 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画の修正を踏まえた修正
第20節 要配慮者支援対策		第20節 要配慮者支援対策	
<p>第6 県における措置</p> <p>(略)</p> <p>また、保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援し、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DCAT)<u>(追記)</u>を編成し、派遣する。</p> <p>(略)</p>	191	<p>第6 県における措置</p> <p>(略)</p> <p>また、保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援し、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DWAT)<u>や災害支援ナース</u>を編成し、派遣する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第7 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、<u>避難所の供与等の事務については、当該市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DCAT)(追記)</u>の編成・派遣については、県が実施する。</p> <p>(略)</p>	191	<p>第7 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、<u>(削除)</u>当該市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
<p>第24節 道路交通規制</p>			
<p>第2 対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 緊急通行車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>なお、本手続きを円滑に受けられるよう、市は、市所有の緊急輸送を行う計画のある車両について、県公安委員会(県警察本部)が別に定めるところにより、緊急通行車両の確認申出を行うこととする。</p> <p>7～10 (略)</p>	200	<p>第2 対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 緊急通行車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>なお、本手続きを円滑に受けられるよう、市は、市所有の緊急輸送を行う計画のある車両について、県公安委員会(県警察(削除))が別に定めるところにより、緊急通行車両の確認申出を行うこととする。</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
<p>第25節 公共施設対策</p>			
<p>第1 上水道施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>管路に事故が発生した場合は、導水管や配水本管を優先的に復旧するとともに、指定避難所(小中学校)<u>(追記)</u>までのルートも確保できるよう措置する。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	203	<p>第1 上水道施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>管路に事故が発生した場合は、導水管や配水本管を優先的に復旧するとともに、指定避難所(小中学校)<u>や重要医療施設(災害拠点病院、救急病院・診療所等)</u>までのルートも確保できるよう措置する。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>上下水道部からの修正</p>
<p>第25節 公共施設対策</p>			
<p>第8 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	213	<p>第8 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開<u>及び空路の活用</u></p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p> <p><u>また、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第26節 住宅対策</p> <p>第2 基本方針 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん及び被災住宅の応急修理<u>(追記)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。また、要配慮者に対しても配慮した対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 対策 (略) 1～3 (略) 4 被災住宅の応急修理 (略) [応急修理の実施] (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理<u>(追記)</u></p> <p>(略) (2) (略) 5 (略)</p>	<p>214</p> <p>216</p>	<p>第26節 住宅対策</p> <p>第2 基本方針 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん及び被災住宅の応急修理<u>(ブルーシートの展張等を含む)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。また、要配慮者に対しても配慮した対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 対策 (略) 1～3 (略) 4 被災住宅の応急修理 (略) [応急修理の実施] (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理<u>(ブルーシートの展張等)</u></p> <p>(略) (2) (略) 5 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
<p>第28節 防災活動拠点の確保</p> <p>第2 実施内容 (略) なお、南海トラフ地震発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>220</p>	<p>第28節 防災活動拠点の確保</p> <p>第2 実施内容 (略) なお、南海トラフ地震発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム(B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第5章 災害復旧・復興		第5章 災害復旧・復興	
第2節 公共施設の災害復旧対策		第2節 公共施設の災害復旧対策	
<p>第1 公共事業災害復旧事業</p> <p>被災した公共施設の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、被害の状況とその原因を十分検討し、将来における災害の発生を防止するために必要な改良復旧を行うことを原則として、更に関連する事業を積極的に取り入れた計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。 したがって、災害復旧計画の策定にあたっては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図る。</p> <p>したがって、災害復旧計画の策定にあたっては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p> <p>[災害復旧事業の種類]</p> <p>1 公共土木施設災害復旧事業 (1) 河川災害復旧事業 (2) 道路災害復旧事業 (3) <u>(追記)</u> 下水道災害復旧事業 (4) 公園災害復旧事業 2 農林水産業施設災害復旧事業 3 都市災害復旧事業 <u>4 水道災害復旧事業</u> <u>5 住宅災害復旧事業</u> <u>6 社会福祉施設災害復旧事業</u> <u>7 公立医療施設、病院等災害復旧事業</u> <u>8 学校教育施設災害復旧事業</u> <u>9 社会教育施設災害復旧事業</u> <u>10 その他の災害復旧事業</u></p>	225	<p>第1 公共事業災害復旧事業</p> <p>被災した公共施設の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、被害の状況とその原因を十分検討し、将来における災害の発生を防止するために必要な改良復旧を行うことを原則として、更に関連する事業を積極的に取り入れた計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。 したがって、災害復旧計画の策定にあたっては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図る。</p> <p>したがって、災害復旧計画の策定にあたっては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図る。</p> <p><u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>また、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p> <p>[災害復旧事業の種類]</p> <p>1 公共土木施設災害復旧事業 (1) 河川災害復旧事業 (2) 道路災害復旧事業 (3) <u>上</u>下水道災害復旧事業 (4) 公園災害復旧事業 2 農林水産業施設災害復旧事業 3 都市災害復旧事業 <u>(削除)</u> <u>4 住宅災害復旧事業</u> <u>5 社会福祉施設災害復旧事業</u> <u>6 公立医療施設、病院等災害復旧事業</u> <u>7 学校教育施設災害復旧事業</u> <u>8 社会教育施設災害復旧事業</u> <u>9 その他の災害復旧事業</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>上下水道部からの修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第2 暴力団等への対策</p> <p>1 復旧・復興事業からの暴力団排除 警察は、<u>復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するために、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 暴力団排除に関する広報活動等</u> 暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。</p>	225	<p>第2 暴力団等への対策</p> <p>1 復旧・復興事業からの暴力団排除 警察は、<u>暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u> <u>また、暴力団等による被災地における不法行為の徹底した取締りと、関係機関、業界団体等が連携し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
<p>第3節 国による災害復旧事業に伴う財政援助の確保</p>		<p>第3節 国による災害復旧事業に伴う財政援助の確保</p>	
<p>(略)</p> <p>第3 災害復旧事業費等</p> <p>(略)</p> <p>1～11 (略)</p> <p><u>1.2 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2分の1を国庫補助する。</u></p> <p><u>1.3 (略)</u></p>	226	<p>(略)</p> <p>第3 災害復旧事業費等</p> <p>(略)</p> <p>1～11 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1.2 (略)</u></p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正 上下水道部からの修正
<p>第5節 被災者等の再建等の支援</p>		<p>第5節 被災者等の再建等の支援</p>	
<p><u>(追加)</u></p>	232	<p><u>第5 中部管区行政評価局における措置</u> <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

第3章 南海トラフ地震（削除）に対する防災対応

第1節 総則

第1 南海トラフ地震に対する防災対応の意義

本章は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、平成25年一部改正。以下「南海トラフ特措法」という。）」第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として必要とされる対策を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 南海トラフ地震に対する防災対応の性質

- 1 本章は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市、県及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 本章中、推進地域に係る部分は、「南海トラフ特措法」第5条第2項の規定に基づく推進計画に位置づける。

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節に準ずる。

第4 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法に基づく推進地域の指定基準は、震度6弱以上の揺れ又は3メートル以上の津波が予想される市町村であり、当市も指定されている。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保は、別紙「東海地震に関する事前対策計画」第4節 発災に備えた資機材、要員等の配備により実施する。

なお、市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資、資機材の供給の要請をすることができる。

2 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2 他機関に対する応援要請

他機関による応援要請は、第4章第1節第5 関係機関等への協力要請及び第8節自衛隊災害派遣によるものとする。市は、円滑な応援が受けられるよう、受援に関する計画を作成し、受援体制を整えておくものとする。

第3 帰宅困難者への対応

民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策をはじめとした帰宅困難者への対応は、第4章第2 1節 帰宅困難者支援対策によるものとする。

第4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、県及び市は、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1 方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、市は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

第2 実施内容

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化については第2章第5節 建築物等の耐震推進、緊急輸送道路の整備については第4章第2 2節 緊急輸送道路の確保に準ずるものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報の受理・伝達

第1 方針

中央防災会議の「南海トラフ地震部防災対策推進計画」及び「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に基づき、令和元年5月31日から、従前の「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」「南海トラフ地震に関連する情報(定例)」に変わり、「南海トラフ地震臨時情報」「南海トラフ地震関連解説情報」の発表が開始された。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6. 8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に発表される情報であるため、情報の受理・伝達を迅速に行う。

また「南海トラフ地震関連解説情報」は、観測された異常な現象の調査結果を発表した後、状況の推移等を発表する場合や、評価検討会の定例会合での調査結果を発表する情報である。

「南海トラフ地震臨時情報」、「南海トラフ地震関連解説情報」の二つの情報を合わせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。

第2 実施内容

1 「南海トラフ地震臨時情報」の発表

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

2 「南海トラフ地震臨時情報」の伝達

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、短時間で正確かつ広範に伝達できるよう、避難指示等に準じた、多様な伝達手段の確保を図るとともに、あらかじめ伝達内容や伝達体制を検討しておくものとする。

なお、市は、南海トラフ地震臨時情報の内容のほか、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項についても周知するものとする。周知にあたっては、第4章第5節 広報にある方法の中から、内容に応じた適切な方法を用いるものとする。

3 対応の基本的な考え方

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認とともに、すぐに逃げられる態勢の維持、非常持出品の常時携帯などの特別な備えの実施等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて可能な限り地震発生を意識した行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、避難場所、避難経路及び避難誘導手順の再確認の徹底や、従業員や施設利用者への情報の正確かつ迅速な伝達など、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応（第1より転記）

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、所要人員を配備し情報収集等を行う。

警戒配備に係る所要人員は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表に備え、参集メールによる情報伝達に留意する。

第2 南海トラフ地震臨時情報に対する指令基準及び配備体制 (第4より転記)

配備区分	指令基準	配備人員	主な措置
—	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員 	情報収集、連絡体制の整備
南海トラフ監視配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき 	上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ
南海トラフ警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき 	上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長 （緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班等を除く） ・災害対策本部受付要員 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等

第3 「南海トラフ地震臨時情報」（調査終了）が発表された場合の対応

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と発表された場合は、地震災害にかかる危険がなくなると認め、配備体制を解除する。

第6節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 (第2より転記)

第1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、警戒配備として所要人員を配備し、住民への周知・呼びかけ等を行う。

第2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第3 住民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第4 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などにに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難情報により事前の避難を促す。

市及び県（防災安全局、関係局）は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。

第5 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

第6 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及びTEC-FORCEは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

第7 滞留旅客、帰宅困難者に対する措置

滞留旅客、帰宅困難者の保護等に必要な措置は、第4章第2.1節 帰宅困難者支援対策により行う。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 （第3より転記）

第1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海

トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、監視配備として災害対策本部を設置し、避難対策等を検討する。

第2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第3 住民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

第8節 防災訓練

第1 方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、必要に応じて防災訓練を実施する。

第2 実施内容

第2章第15節 防災訓練及び防災意識の向上により実施する。

第9節 地震防災上必要な教育

第1 方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第2 実施内容

1 職員に対する教育

地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対し必要な防災教育を行うものとする。

なお、この教育については、各部で実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識

(3) 地震に関する一般的な知識

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震

臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

（５）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割

（６）南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（７）地震対策として今後取り組む必要のある課題

２ 市民に対する知識の普及

市は、市民に対する防災啓発を実施する。なお、この啓発は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的・実践的な啓発を行う。

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

（２）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識

（３）地震等に関する一般的な知識

（４）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

（５）正確な情報入手の方法

（６）防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容

（７）各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

（８）各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

（９）避難生活に関する知識

（１０）地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

（１１）住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

（１２）自動車運転中における地震対応

３ 児童、生徒等に対する教育

児童生徒等及び防災上重要な施設管理者等に対する教育は、第２章第１５節 防災訓練及び防災意識の向上に準じて実施する。

４ 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるための窓口について、相談の内容ごと適切に案内するものとする。

第3章 南海トラフ地震臨時情報に 対する防災対応

(追加)

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 (第5節へ移行)

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、所要人員を配備し情報収集等を行う。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 (第6節へ移行)

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、監視配備として所要人員を配備し、住民への周知・呼びかけ等を行う。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難情報により事前の避難を促す。

市及び県（防災安全局、関係局）は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。

5 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

6 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及びTEC-FORCEは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 （第7節へ移行）

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、警戒配備として災害対策本部を設置し、避難対策等を検討する。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接

に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報に対する指令基準及び配備体制 (第5節第2へ移行)

配備区分	指令基準	配備人員	主な措置
—	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員 	情報収集、連絡体制の整備
南海トラフ監視配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき 	上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ
南海トラフ警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき 	上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長（緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班等を除く） ・災害対策本部受付要員 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等

(追加)